

議会報告会（10月29日開催）における質問事項に対する回答

会場：国府公民館

（質問）

先日の行政懇談会で、斎苑の炉の増設について、市長から3基増設との話が出た。どのような計画となっているのか教えてほしい。

（回答）

担当課である環境政策課に確認したところ、次のとおりでした。

斎苑については、鈴鹿市総合計画2023の中でも、斎苑の長寿命化などを含めた適切な維持・整備を行うとして、計画的に整備を行っていくこととしています。

火葬炉設備は利用頻度が高く、修繕を行いながら機能維持していますが、平成16年度から平成18年度に行った大規模改修から13年経過しており、再度、大規模改修を行う時期を迎えたことから、平成28年度において、斎苑の長寿命化を含めた「鈴鹿市斎苑施設整備基本構想」を策定しました。その中で、必要火葬炉数の予測について、今後、更に高齢化が進むため、2030（平成42年）年には、7炉必要となることを予測していることから、それまでの間は、施設の長寿命化を図りながら、現在の火葬炉6炉を使用していくこととなりました。しかしながら、その後は、1日あたり最大で17件の火葬能力が必要となり、2060（平成72年）年には火葬炉の必要数が9基となると予測しています。

今後はこの基本構想をもとに、7炉必要となる2030（平成42年）の数年前から、改めて基本計画を策定していくことになるとのことです。

議会報告会（10月29日開催）における質問事項に対する回答

会場：稲生公民館

（質問）

新築が増えているから見た目の耐震化率が上がっているだけである。被害を減らすため、古い家に住んでいる人や耐震補強に積極的でない人などに対してしっかり取り組みを行うべきではないか。

（回答）

担当課である防災危機管理課に確認したところ、次のとおりでした。

防災危機管理課としては、このことについて重要課題として取り組んでおり、予算についてもできるかぎり確保しています。

平成29年度の予算では、木造住宅無料耐震診断150戸分として7,030千円、木造住宅耐震補強設計費補助30戸分として4,800千円、木造住宅耐震補強工事費補助で補強工事22戸分、除却（解体）工事64戸分として42,742千円計上しています。

また、今年度から、耐震化の必要性などの啓発、無料耐震診断制度及び各種補助制度を説明するために、市職員による戸別訪問を、5月に磯山地区、7月に若松地区で、合わせて約1,800棟を対象に実施しました。今後も、津波浸水予測区域内を優先しながら、計画的に戸別訪問を実施していきます。

(質問)

給食センター西の管財課が所管する市有地について、入札などの進捗状況はどうなっているか。

(回答)

担当課である管財課に確認したところ、次のとおりでした。

稲生地区にある給食センター西の管財課が所管する市有地とは、鈴鹿市第二学校給食センター西隣で、かつF1 マートサーキット通り店東側に所在する 12,255.87 m²の鈴鹿市土地開発公社の所有地のことだと思います。

この土地は、土地開発公社が公共事業の代替地として保有していたもので、昨年9月議会の一般質問にて、一般へ売却予定、かつ事業代替地としての売却について調整中と回答しました。

その後、調整が整い、都市計画道路汲川原橋徳田線の事業地権者に代替地として、平成29年3月10日に売買契約を締結し、すでに売却しています。

なお、代替地として使用する当てがない場合は、長期保有を避けるため、一般競争入札にて売却処分していますが、この土地については、本来の目的である道路事業の代替地として売却処分されたものです。

(質問)

管財課が所管する市有地はどれくらいあるのか。予算がないなら、市有地を有効活用してはどうか。

(回答)

担当課である管財課に確認したところ、次のとおりでした。

管財課が所管する市有地のうち、庁舎などの行政財産を除く土地（普通財産）は約240筆、面積は約26万9千㎡です。

このうち、自治会、駐在所や分収造林敷地などへの貸付、一般へ売却中の有効活用されている土地が約74パーセント（面積ベース）であり、海岸堤防海側などで有効活用が難しい土地を除くと、御意見いただいた有効活用が可能な土地は約12パーセント、約3万2千㎡となります。

今までの取り組みにより、市街化区域内の宅地は一般へ売却など有効活用されており、残るのは市街化調整区域内の山林や原野がほとんどですが、様々な土地需要に対応できるよう積極的に対応していきたいと考えています。

議会報告会（10月29日開催）における質問事項に対する回答

会場：白子地区市民センター

（質問）

年間を通じグラウンドゴルフを行っているが、市の施設の予約について、公平性のため3ヶ月前からとなっている。年間スケジュール等を提出すれば、それに基づいて年間の施設使用の予約ができるようにしてほしい。

（回答）

担当課である市街地整備課に確認したところ、本市の都市公園等の運動施設（7箇所）の使用は、「鈴鹿市都市公園等運動施設の使用についての内規」で規定しており、施設の使用申込みの受付開始については、使用日の3ヶ月前から行っていることから、1年間分をまとめて予約できる受付方法に変更した場合、年間計画を立てている特定の団体等が優先して施設を使用できることになり、より多くの市民の皆様に公平に利用いただけなくなってしまうため、公平性の観点から、現在の方法が最適な方法と考えているとのことでした。

※対象の運動施設

- ・平田池公園 多目的グラウンド
- ・御座池公園 多目的グラウンド
- ・鼓ヶ浦サン・スポーツランド 多目的広場
- ・箕田公園 多目的運動広場及びテニスコート
- ・玉垣中央公園 多目的グラウンド及びテニスコート
- ・御菌工業団地運動広場 広場
- ・深谷公園 多目的広場

(質問)

寺家町のゼロメートル地帯の治水対策はどのように考えているのか。

(回答)

担当課である河川雨水対策課に確認したところ、寺家地区における主な雨水対策施設は、小山雨水ポンプ場、錠ノ口排水機場、木ノ花排水機場があり、標高の低い箇所における内水排除を行う重要な役割を担っているとのことでございます。

特に、小山雨水ポンプ場は、平成 21 年度に供用を開始し寺家地区の浸水被害の軽減に寄与しており、また、排水機場は、農地の保全を目的とした湛水防除事業により築造されたものが多く、老朽化も進んでいるため、今後については、既存施設の機能保持を適切に行いながら、早期の浸水被害の軽減が図れる様、効率的に下水道（雨水）事業を推進するとのことでございます。

(質問)

御座ヶ池でアオコが発生するので、市に水質検査を頼んでいるがなかなかしてもらえない。御座ヶ池に流れ込む水の汚染度を調べてほしい。

(回答)

担当課である耕地課に確認したところ、アオコは窒素やリン等の栄養分が豊富な水質で、25℃以上の水温や5日以上の水の滞留といった条件が重なると発生するとのことでございます。

このような、栄養塩類が多量に含まれてしまう富栄養化の問題は、多くのダムやため池に共通の問題であり、長年の家庭の排水、農業排水に含まれていた栄養塩類の蓄積が原因と思われるとのことでした。

水質調査については、寺家農地区域資源保全会の活動ということであれば、多面的機能支払交付金が活用できるとのことでございます。

また、池の護岸の補修については、ため池管理者と協議を行い対応したいとのことでした。

(質問)

人口減少もあり公営住宅を減らすということであるが、人口を増やすためには、若い人を鈴鹿市に呼び込まないといけない。公営住宅を若い人に合うように、建物を変更して安心して住めるようにしたらどうか。

(回答)

担当課である住宅政策課に確認したところ、市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することによって、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に市が整備した住宅で、入居については、鈴鹿市内に住所又は勤務先を有しているなど、条例で定められた入居者要件を満たす必要があります。

本市には市営住宅が13団地あり、約1,500世帯の方が入居していますが、今後、人口減少が予想されることから、老朽化した平屋の市営住宅の戸数を減らしても、比較的建築年数が浅い中層住宅のみで、住民ニーズに応えることができると考えています。

なお、使用し続ける予定の中層耐火構造の市営住宅については、屋根改修工事や外壁改修工事などの長寿命化工事を計画的に進め、既存ストックの長期使用と有効活用を図っています。

このようなことから、市営住宅には、まずは、市内の低額所得者など住宅の確保に配慮が必要とされる方に入居していただくこととし、市外から転入してくる若者世帯については、生活形態に応じた民間賃貸住宅等に入居していただきたいのとさせていただきます。

(質問)

江島地区に所有者不明の三角公園があるが、土地の公図と現況が合っていないので、公図と現況を合うようにしてほしい。また、所有者を早急に調べてほしい。

南旭が丘一丁目で放置されている土地がある。市は所有者が分かっているが教えてもらえない。草が生えており火災など不安である。

(回答)

公図と現況の不一致について、関係部署に確認したところ、公図混乱地域においては、その地域一体の関係者の合意が必要であり、現時点では、本市が中心となって対応することは難しいとのことでございます。

所有者不明の土地の管理について、関係部署に確認したところ、雑草が生い茂り生活環境への悪影響や火災等の危険がある場合、また、空き家等の老朽化により崩壊等の危険がある場合等、状況に応じて、担当する部署が確認できる範囲で所有者等を特定し対応いただくようお願いしているとのことでございます。

また、現在、国において、所有者不明の土地を活用する制度の検討をはじめていることから、本市においても、国の動向を注視しながら所有者不明の土地について研究していくとのことでございます。